

財団法人河内長野市文化振興財団寄附行為

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、財団法人河内長野市文化振興財団という。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を大阪府河内長野市西代町12番46号に置く。

(目的)

第3条 この法人は、市民の文化活動の振興を図り地域文化の創造に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 各種文化事業の企画及び実施
- (2) 河内長野市立文化会館の管理運営及び文化事業の受託
- (3) 文化情報の収集及び提供
- (4) 文化の振興に関する調査及び研究
- (5) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第2章 財 産 及 び 会 計

(資産の構成)

第5条 この法人の資産は、つぎに掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 資産から生ずる収入
- (3) 事業に伴う収入
- (4) 寄附金品
- (5) その他の収入

(資金の種別)

第6条 この法人の資産は、基本財産と運用財産の2種とする。

2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録中、基本財産の部に記載された財産
- (2) 基本財産とすることを指定して寄附された財産
- (3) 理事会で基本財産に繰り入れることを議決した財産

3 運用財産は、基本財産以外の財産とする。

(資産の管理)

第7条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

2 基本財産のうち現金は、郵便官署若しくは銀行等への定期預金、信託銀行への信託、又は国公債の購入等安全確実な方法で保管しなければならない。

(経費の支弁)

第8条 この法人の事業遂行に要する経費は、運用財産をもって支弁する。

(基本財産処分の制限)

第9条 基本財産は譲渡し、交換し、担保に供し、又は運用財産に繰り入れてはならない。ただし、この法人の事業遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決を経、かつ、大阪府教育委員会の承認を受けて、その一部に限り、これらの処分をすることができる。

(事業計画及び収支予算)

第10条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、理事長が編成し、理事会の議決を経て、毎会計年度開始前に大阪府教育委員会に届けなければならない。又、これを変更する場合も同様とする。

(事業報告及び収支決算)

第11条 この法人の事業報告及び収支決算は、毎会計年度終了後理事長が事業報告書、収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録等として作成し、監事の意見を付け、理事会の承認を受けて、毎会計年度終了後3月以内に大阪府教育委員会に報告しなければならない。

2 この法人の収支決算に剰余金があるときは理事会の議決を経て、その一部若しくは全部を基本財産に編入し、又は、翌年度に繰り越すものとする。

(長期借入金)

第12条 この法人が借入れをしようとするときは、その会計年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決を経、かつ、大阪府教育委員会の承認を受けなければならない。

(義務の負担及び権利放棄)

第13条 第9条ただし書及び前条の規程に該当する場合並びに収支予算で定めるものを除くほか、この法人が新たに義務の負担をし、又は権利を放棄しようとするときは、これらのうち重要なものについては、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決を経なければならない。

(会計年度)

第14条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第3章 役員

(役員の種類)

第15条 この法人に、つぎの役員を置く。

(1) 理事 7名以上12名以内(うち理事長1名、副理事長1名及び常務理事1名)

(2) 監事 2名

(役員を選任)

第16条 理事及び監事は評議員会で選任し、理事は互選で理事長、副理事長及び常務理事を定める。

2 理事のいずれか1名とその親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事現在数の3分の1を超えてはならない。

3 監事は、この法人の理事、評議員及び職員を兼ねることができない。又、この法人の理事と監事との間及び監事相互の間に親族その他特別の関係があつてはならない。

(理事の職務)

第17条 理事長はこの法人の業務を総理し、この法人を代表する。

2 副理事長は理事長を補佐し、理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、その職務を代理し、又はその職務を行う。

3 常務理事は、理事長及び副理事長を補佐し、理事会の議決に基づき、日常の業務に従事する。

4 理事は、理事会を組織して、この法人の業務を議決し、執行する。

(監事の職務)

第18条 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 財産及び会計を監査すること。

(2) 理事の業務執行状況を監査すること。

(3) 財産・会計及び業務の執行について、不整の事実を発見したときは、理事会及び評議員会、又は大阪府教育委員会に報告すること。

2 前号の報告をするため必要があるときは、理事会及び評議員会の召集を請求し、若しくは召集すること。

(役員任期)

第19条 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

3 役員は、その任期満了後においても、後任者が就任するまでは、なお、その職務を行わなければならない。

(役員解任)

第20条 役員が次の各号の一に該当するときは、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の3分の2以上の議決により、理事長がこれを解任することができる。

(1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認めるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員たるにふさわしくない行為があると認められるとき。

(役員報酬等)

第21条 役員は、無給とする。ただし、常勤の役員は有給とすることができる。

2 役員には、費用を弁償することができる。

3 役員報酬及び費用弁償に関し、必要な事項は、理事会の議決を経て理事長が別に定める。

第4章 理 事 会

(構成)

第22条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は理事をもって、組織する。

(権能)

第23条 理事会は、この寄附行為に規定するもののほか、この法人の運営に関する重要な事項を議決し、執行する。

(召集)

第24条 理事会は、理事長が召集する。

2 理事会は定例理事会及び臨時理事会とする。

3 定例理事会は、毎年2回開催する。

4 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めたとき。

(2) 理事現在数の3分の1以上から付議すべき事項を示して召集の請求があったとき。

(3) 第18条第2項の規定により、監事から召集の請求のあったとき。

5 理事会を召集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも7日前までに通知しなければならない。

ただし、理事全員の承諾があるとき、又は緊急を要するときはこの限りではない。

(議長)

第25条 理事会の議長は、理事長とする。

(定足数)

第26条 理事会は、理事現在数の3分の2以上の者が出席しなければ、その議事を開き議決することができない。

(議決)

第27条 理事会の議事は、この寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、出席理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(書面表決等)

第28条 やむを得ない事由のため、理事会に出席できない理事は、あらかじめ書面をもって表決し、又は他の理事を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合において、その理事は出席したものとみなす。

(議事録)

第29条 理事会の議事については、つぎの事項を記載した議事録を作成し、これを保存しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事現在数

(3) 出席した理事の数及び氏名(書面表決者及び表決委任者についてはその旨を付記すること。)

(4) 議事事項

(5) 議事の経過の概要及びその結果

(6) 議事録署名人の選任に関する件

2 議事録には、その会議において、出席理事の中から選任された議事録署名人2名以上が議長とともに署名押印をしなければならない。

第5章 評議員及び評議員会並びに顧問

(評議員)

第30条 この法人に評議員13名以上20名以内を置く。

2 評議員は、理事会で選出し、理事長がこれを委嘱する。

3 評議員は、役員を兼ねることができない。

4 第16条第2項、第19条、第20条並びに第21条の規程は、評議員に準用する。

この場合において、第16条第2項中「理事」とあり、第19条、第20条並びに第21条中「役員」とあるのは、それぞれ「評議員」と読み替えるものとする。

5 評議員のうちには、役員の一人与親族その他特別な関係にある者が3分の1を超えて含まれてはならない。

(評議員の職務)

第31条 評議員は、評議員会を組織して、この寄附行為に定める事項を行うほか、理事会の諮問に応じ、理事長に対し、必要と認める事項について助言する。

(評議員会)

第32条 つぎに掲げる事項については、理事会において、あらかじめ評議員会の意見を聴かななければならない。

(1) 事業計画及び収支予算についての事項

(2) 事業報告及び収支決算についての事項

(3) 基本財産についての事項

(4) 長期借入金についての事項

(5) 第1号、第3号及び前号に定めるものを除く新たな義務の負担及び権利の放棄についての事項

(6) その他この法人の運営に関する重要事項で理事会において必要とみとめる事項

2 第24条、第26条から第29条までの規程は評議員会に準用する。

この場合において、これらの規程中「理事」及び「理事会」とあるのは、それぞれ「評議員」及び「評議員会」と読み替えるものとする。

(議長)

第33条 評議員会の議長は、会議のつど互選する。

(顧問)

第33条の2 この法人に顧問を置くことができる。

2 顧問は、理事会において選任し、理事長がこれを委嘱する。

3 顧問は、財団運営の重要な事項に関して、理事長の諮問に応じる。

4 顧問は無報酬とする。

第6章 事 務 局

(設 置)

第34条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置し必要な職員を置く。

2 職員は、理事長が任免し、有給とする。

3 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第7章 寄附行為の変更及び解散

(寄附行為の変更)

第35条 この寄附行為は、理事会及び評議員会において、理事現在数及び評議員現在数の各々の3分の2以上の議決を経、かつ、大阪府教育委員会の認可を受けなければ変更することができない。

(解散)

第36条 この法人の解散は、理事会及び評議員会において、理事現在数及び評議員現在数の各々の4分の3以上の議決を経、かつ、大阪府教育委員会の許可を受けなければ解散することができない。

(残余財産の処分)

第37条 この法人の解散に伴う残余財産は、理事会及び評議員会において、理事現在数及び評議員現在数の各々の4分の3以上の議決を経、かつ、大阪府教育委員会の許可を受けて、この法人の目的と類似の目的を有する法人又は地方公共団体に寄附するものとする。

第8章 補 則

(書類及び帳簿の備え付け等)

第38条 この法人の事務所に、次の書類及び帳簿を備え付けなければならない。
ただし、他の法令により、これに代わる書類及び帳簿を備えたときは、この限りでない。

- (1) 寄附行為
- (2) 役員、評議員及び顧問並びに職員の名簿及び履歴書
- (3) 財産目録
- (4) 資産台帳及び負債台帳
- (5) 収入支出に関する帳簿及び証拠書類
- (6) 理事会及び評議員会の議事に関する書類
- (7) 庶務日誌
- (8) 官公署往復書類
- (9) その他必要な書類及び帳簿

2 前項第1号から第4号までの書類及び同項第6号の書類は永年、同項第5号の書類及び帳簿は10年以上、同項第7号から第9号までの書類及び帳簿は1年以上保存しなければならない。

(委任)

第39条 この寄附行為の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て別に定める。

附 則

- 1 この寄附行為は、大阪府教育委員会の許可のあった日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第10条の規定にかかわらず発起人会の定めるところとする。
- 3 この法人の設立当初の会計年度は、第14条の規定にかかわらず、設立許可のあった日から平成4年3月31日までとする。
- 4 この法人の設立当初の役員は、第16条第1項の規定にかかわらず、別紙役員名簿の通りとし、その任期は、第19条第1項の規定にかかわらず、平成5年3月31日までとする。

附 則

この寄附行為は、大阪府教育委員会の認可のあった日から施行する。

附 則

この寄附行為は、大阪府教育委員会の認可のあった日から施行する。